



平成22年7月6日

各 位

上場会社名 クリナップ株式会社
代表者 代表取締役社長 井上 強一
(コード番号 7955)
問合せ先責任者 執行役員総務部長 島崎 憲夫
(TEL 03-3894-4771)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に関し、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします（改定箇所は下線で示しております）。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「行動基準」を定めるとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の整備、維持を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
別途定める社内規程（総括文書管理規程）に基づき、保存年限を決めて保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門に係る各種リスクに関する規程を整備し、危機管理体制をつくり適切な管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限を整備し、執行役員会議等を通じて各部門との連携を確保する。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ全体の行動基準を定め、これを基礎とした各種規程の整備や共通の内部通報制度を設け、運用する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、法務・監査部に属する使用人をこれに充てることとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の求めにより法務・監査部に属する使用人が監査役の職務を補助することとなったときは、当該使用人の任命および人事ならびに法務・監査部の組織変更の最終決定は、監査役会の承認を必要とする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告することとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要と認めるときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、法務・監査部、経理部その他の各部門に監査への協力を求めることができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「行動基準」において、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととする。

以 上